

確認申請書類作成要領 ①

	書類名	作成要領
①	確認申請書 (建築物)	<p>第二面</p> <p>【1. 建築主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築主が連名になる場合は、代表者以外は別紙に記載いただいても構いません。 <p>【3. 設計者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表となる設計者のみならず、構造設計、設備設計等を行った者を含め当該確認を受けようとする建築物の設計を行った者全員の氏名を記載して下さい(設計資格を有する者に限る)。 ・設計の補助業務のみを行った者については記載する必要はありません。 <p>【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】、【5. 工事監理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表となる者のみならず、当該確認を受けようとする建築物の設計にあたり建築設備に関し意見を聴いた者(建築設備士)、工事監理者全員の氏名を記載してください。 <p>【6. 工事施工者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認申請期日に工事施工者が決まっていない場合には、「未定」と記載願います。 <p>【7. 備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件名または仮称を記載願います。 <p>第三面</p> <p>【2. 住居表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増築、用途変更等の申請で、住居表示が決まっている場合には、記載願います。 <p>【5. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日影規制、高度地区、地区計画等に指定されている場合には、記載願います。 <p>【7. 敷地面積】【チ. 備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建ぺい率、容積率の緩和措置を適用する場合には、その理由を記載願います。 <p>【14. 許可・認定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可・認定を受けている場合には、その内容、許可・認定年月日、番号を記載願います。 <p>【17. 指定特定工程工事終了予定年月日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階数が3以上である共同住宅は、2階の床・梁の配筋工事の中間検査の申請が義務付けられました(法第7条の3)。(※工区分けした場合、すべての工区) ・上記のほか、特定行政庁が指定する特定工程がある場合(必ず管轄の特定行政庁へご確認ください)には、その終了予定年月日および内容を記載願います。 ・確認のうえ、特定工程の指定がない場合には、「なし」と記載願います。 ・住宅性能評価を受ける場合で、特定行政庁指定の特定工程の中間検査が省略される場合には、その旨を記載願います。 <p>【18. その他必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※増築、改築、移転、用途変更および計画変更の場合 ・既存の確認済証(直近のもの)の発行年月日、番号を記載願います。 ・既存の検査済証(直近のもの)の発行年月日、番号を記載願います。 <p>第四面</p> <ul style="list-style-type: none"> ※別棟が存在し、それらについて計画変更がない場合でも、各棟ごとに第五面も作成願います。

確認申請書類作成要領 ②

	書類名	作成要領
①	確認申請書 (建築物)	<p>【8. 建築設備の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給排水設備、換気設備、非常用照明装置、排煙設備、昇降機」等を記載願います。住宅の建築確認申請においては、「住宅用火災警報器」との記載を忘れず願います。 <p>第五面</p> <ul style="list-style-type: none"> ※別棟が存在し、それらについて計画変更がない場合でも、各棟ごとに第五面も作成願います。
②	委任状	<p>3. 申請の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事種別(新築、増築、用途変更等)を記載願います。 ・委任状は確認申請時に提出いただければ、その後の計画変更、各検査の申請時には、その写しを添付いただければ結構です。
④	建築計画概要書	<p>第一面</p> <p>【1. 建築主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築主が連名になる場合は、代表者以外は別紙に記載いただいても構いません。 <p>【3. 設計者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表となる設計者のみならず、構造設計、設備設計等を行った者を含め当該確認を受けようとする建築物の設計を行った者(建築士の資格を有する者)全員の氏名を記載してください。なお、設計の補助業務のみを行った者については記載する必要はありません。 <p>【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】【5. 工事監理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表となる者のみならず、当該確認を受けようとする建築物の設計にあたり建築設備に関し意見を聴いた者(建築設備士)、工事の監理を行った者(建築士の資格を有する者)全員の氏名を記載してください。 <p>【6. 工事施工者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認申請期日に工事施工者が決まっていない場合には、「未定」と記載願います。 <p>【7. 備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件名または仮称を記載願います。 <p>第二面</p> <p>【2. 住居表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増築、用途変更等の申請で、住居表示が決まっている場合には、記載願います。 <p>【5. その他の区域、地域、地区又は街区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日影規制、高度地区、地区計画等に指定されている場合には、記載願います。 <p>【7. 敷地面積】【チ. 備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建ぺい率、容積率の緩和措置を適用する場合には、その理由を記載願います。 <p>【14. 許可・認定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可・認定等を受けている場合には、その内容、許可・認定年月日、番号を記載願います。 <p>【17. 指定特定工程工事終了予定年月日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階数が3以上である共同住宅は、2階の床・梁の配筋工事の中間検査の申請が義務付けられました(法第7条の3)。(※工区分けした場合、すべての工区)

確認申請書類作成要領 ③

	書類名	作成要領
④	建築計画概要書	<p>・そのほか、特定行政庁が指定する特定工程がある場合(必ず管轄の特定行政庁へご確認ください)には、その終了予定年月日および内容を記載願います。</p> <p>・確認のうえ、特定工程の指定がない場合には、「なし」と記載願います。</p> <p>・住宅性能評価を受ける場合で、特定行政庁指定の特定工程の中間検査が省略される場合には、その旨を記載願います。</p> <p>【18. その他必要な事項】 ※増築、改築、移転、用途変更および計画変更の場合</p> <p>・既存の確認済証(直近のもの)の発行年月日、番号を記載願います。</p> <p>・既存の検査済証(直近のもの)の発行年月日、番号を記載願います。</p> <p>第三面 付近見取図 ・方位を記載願います。</p> <p>配置図 ・配置図が小さくて見にくい場合は、別紙(A3またはA4版)を添付してください。なお、この場合は「別紙による」と記載願います。</p> <p>・縮尺・方位を記載願います。</p> <p>・敷地周辺のそれぞれの辺の寸法を記載願います。</p> <p>・敷地に面する各道路の種別(国道、県道、市道等)、基準法の該当項号(基準法42条○項○号)、ならびに幅員を記載願います。</p> <p>・建築物は屋根伏図にて記載してください。</p> <p>・建物の高さおよび位置の寸法を記載願います。なお、計画建物が複数棟ある場合は、建物番号を記載のうえ、それぞれの建物について記載願います。</p> <p>・地盤面および接する道路の高さを記載願います。なお、隣地と高低差がある場合には、隣地の地盤面の高さについても記載願います。</p> <p>・排水経路(敷地内の最終柵および放流先)を記載願います。</p>
⑤	建築工事届 平成21年1月14日より新書式での提出になりました。新たに工事監理者の欄が増えました。	<p>第一面 届出先 ・届出先は、都道府県知事になりますので、「知事様」の前に、秋田県と記載願います。</p> <p>建築主 ・建築主が連名になる場合は、代表者以外は、別紙に記載いただいても構いません。</p> <p>工事施工者 ・未定の場合は、設計者又は代理者について記載願います。</p> <p>工事監理者 ・新たに工事監理者の欄が増えました。</p> <p>除却工事施工者 ・除却工事がある場合は押印、第四面に記載願います。また、除去工事が無い場合は「なし」と記入してください。</p> <p>・除却建物があって、除却工事施工者が未定の場合は、「未定」と記載してください。なお、その場合には、後日、「建築物除却届」を提出してください(直接、管轄の特定行政庁へ提出されても結構です)。</p> <p>第二面 【1. 建築主】 ・建築主が連名になる場合は、第一面同様、代表者以外は、別紙に記載いただいても構いません。</p>

確認申請書類作成要領 ④

	書類名	作成要領
⑤	建築工事届	<p>【5. 主要用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の書類(確認申請書、建築計画概要書)と相違のないようにしてください。 <p>【一の建築物ごとの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建物が複数棟ある場合は、棟ごとに記載願います。 ・なお、【ホ. 建築工事費予定額】は、記載忘れが多いので注意願います。 ・除却建物の床面積の合計および評価額は必ず記載願います。
⑦	現地調査表 (建築基準法等 チェックリスト)	<p>1ページ</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地に接する道路関係 <ul style="list-style-type: none"> ・「道路名称」には、国道、県道、市道等の種別を記入願います。 ・「備考」には、「北側」、「南側」等、接面道路の方位を記載願います。 <p>2ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法上の制限に関する「指定確認検査機関調査欄」は、申請者が調査のうえ、記載願います。 ・右列の「行政チェック欄」、最下段の「行政庁名」、「部署・TEL」、「担当者」の欄には記載しないでください。 ・建築基準法の許可または認定等のほか、建築基準関係規定、その他の法令等、およびその他の条例等の許可または認定等を受けている場合にはその許可書、認定書等の写しを各1部添付してください。
⑬	シックハウス対策に必要な書類	<p>(居室毎の機械換気設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気系統ごとに居室を洗出し、作成願います。 <p>(天井裏等への処置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井裏、壁内、床下内、収納内の仕上について、ホルムアルデヒド発散等級(F等級)を記載願います。 <p>すべての内部仕上がF☆☆☆☆の場合は、その旨を内部仕上表に記載頂ければ、使用建築材料表の作成は不要です。</p>
⑳	天空率審査に必要な書類	<p>①高さ制限適合建築物の配置には、次の事項を記載願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位 ・敷地境界線、擁壁の位置 ・土地の高低 ・敷地内における高さ制限適合建築物の各部分の高さ ・高低差区分区域の境界線(隣地・北側高さ制限適合建築物の配置図) ・敷地に接する道路の位置および幅員(幅員は道路高さ制限適合建築物の配置図) ・天空率の算定の位置 <p>②計画建築物および高さ制限適合建築物について算定位置ごとに算定した天空率の一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市販の天空率計算ソフトを使用している場合は、そのソフト名称およびソフトメーカー名を記載願います。 ・天空率の有効数字は、小数点以下第4位まで(%表示の場合は、小数点以下第2位まで)としてください。 <p>⑤天空率の算定位置ごとの天空図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分的に半径10cm以上とする天空図をご用意いただく場合がございます。 <p>⑥比較した天空率が最も近接している箇所に関する正射影図位置確認表、三斜求積図等の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三斜求積法で比較した天空率が0.02%以上の余裕をみてください。

確認申請書類作成要領 ⑤

	書類名	作成要領
・	日影図審査に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">・等時間日影図は、30分間隔のものを作成してください。・厳しい部分については、等時間日影線の拡大図と日影時間を表示してください。(2～3分の余裕をとってください。)
	申請図面	<ul style="list-style-type: none">・意匠・構造・設備・電気の各部門とも、正・副を明記してください。(構造適判用図面が必要な場合には、適(構造適判用)を、消防用図面が必要な場合は、消を明記してください。)・各部門とも1枚目の図面には、各部門ごとの合計枚数を記載して下さい。・申請図には最低限、防火区画、防火戸の種別、延焼ライン、排煙区画、または排煙設備の種別〔自然排煙、告示〕の凡例(色別)をしてください。

確認申請書類作成要領 ⑥

申請図書・図面の面積の表記について(次ページ参照)

- ・敷地面積は合計時、小数点第3位切捨、小数点第2位としてください。
- ・建築面積および各階の床面積は、小数点第3位切上、小数点第2位としてください。
- ・容積率および建ぺい率は小数点第3位切上、小数点第2位としてください。

申請受理

- ・確認申請には、各申請書類等および意匠、構造、設備、電気の各図面、構造計算書等が全て必要です。
- ・標識設置届の設置期間満了後でなければ、確認申請の受理はできません。
また、特定行政との事前協議等の締結、各種の許可、関連行為の許可等が必要な場合には、それらが完了していなければ受理ができない場合があります。
(管轄の特定行政庁と協議中であり、確認申請受理の承諾を得ている場合はその旨の打合せ議事録等を提出してください。
- ・管轄の特定行政庁・消防機関等の打合せ議事録を提出してください。

申請図書・図面等の補正について

- ・確認申請受理後は不備については不備の内容を書面にて交付しますので、書面に記載された期間内(概ね2週間以内)に補正や追加説明書の提出をお願いします。
- ・交付書面記載の「補正の期限」内に補正等が終了しない場合又は「申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき」は「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付します。
交付日より当該補正が行われる日までの日数は、契約上の審査期間に含まれませんのでご了承ください。
- ・「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」の備考欄に記載された「補正の期限」までに補正が終了しない場合は、前もって連絡をお願いします。連絡がない場合は、確認審査終了となりますのでご注意ください。

確認済証の発行

- ・審査の結果、建築基準法関係規定に適合していると認められる場合は、速やかに確認済証を発行いたします。

確認済証の受領について

- ・確認済証受取りの際は、受取りサイン又は受領印として申請代理人の印を持参してください。